

2016年8月4日

株式会社日本介護福祉グループ
代表取締役 小柳 壮 輔 様

総合サポートユニオン
共同代表 三浦 かおり
介護・保育ユニオン
代表 森 進 生

「茶話本舗」各店に、労働法令を遵守させてください！

前略

以下の趣旨の通り、下記の点について申し入れます。「茶話本舗」の創業者である藤田英明氏は、「介護職の立場から「真にご利用者本位の介護サービス」を提供したいという強い思いから創業」されており、会社としても、「来たるべき日本の超高齢化社会におけるセーフティネット的役割を担う」ことを理念としておられます。高齢者が安心して介護を受けられる世の中を作っていく上で、私たち介護・保育ユニオンとしても、貴社の理念に賛同いたします。しかし、当組合が団体交渉を行う「茶話本舗」の一部店舗は、貴社の理念に反し、数多くの労働法令違反を放置し、結果としてサービスの質も悪化するという状況になっています。このような状況は、「茶話本舗」を利用する多くの高齢者にとっても、大きな不安要素です。利用者が安心して「茶話本舗」を利用できるようにするために、当ユニオンは、以下の点について貴社に要求いたします。以下の各点に応え、その内容を社会的に発信することで、「茶話本舗」の利用者や「茶話本舗」の従業員に安心を与え、よりよいサービスを作っていけるはずですが、当ユニオンの要求について、是非とも真剣にご検討いただき、ご回答をご検討ください。よろしくお願いたします。

草々

記

1 「茶話本舗 デイサービス 霞の目亭」を運営するディスグランデ介護株式会社（以下、「DG社」とする）に対し、仙台労働基準監督署は、7月15日付で、労働基準法等の違反に対する是正勧告を出しました。出された内容は下記の通りです。いくつもの労働基準法違反が指摘された事実は、貴社が定めている「茶話本舗サービス自主ルール基準」を逸脱していることも示しています。「DG社」に対し、コンプライアンスを遵守するよう、厳しく指導してください。

- ①労働基準法 24 条違反（賃金の未払いについて）
- ②労働基準法 34 条違反（休憩時間がとれていないことについて）
- ③労働基準法 36 条違反（36 協定が締結されていなかったことについて）
- ④労働基準法 37 条違反（割増賃金が支払われていないことについて）
- ⑤労働安全衛生法規則 44 条違反（定期健康診断が行われていなかったことについて）

2 「DG社」の代表取締役小山氏は、7月7日の団体交渉にて、「DG社」にお

ける労働基準法違反については、貴社が把握していないと言われました。これが事実なのかどうかをお答えください。また、事実であれば、その理由をお答えください。

3 「茶話本舗」の全店舗に対し、労働基準法及び「茶話本舗サービス自主ルール基準」が守られているかについて調査し、その結果を公表してください。そして、違反を行っていた事業所を厳しく指導し、改善させてください。

4 ご回答について

多くの方の心配にこたえるためにも、本件に関するご回答は文書の形式で広く一般に公表してください。ご回答は8月11日までをお願いいたします。